

介護人材の処遇改善の充実に向けて一厚労省 介護給付費分科会

11月19日の第115回介護給付費分科会では、介護人材の処遇改善についても協議され、処遇の充実に向けて以下のとおり、厚労省から【論点】とその【対応案】が示された。

- 1) 介護職員処遇改善加算の見直し
- 2) サービス提供体制強化加算の見直し

1) 介護職員処遇改善加算の見直しについて

【論点】

介護職員処遇改善加算について、処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分を新設してはどうか。

【対応案】

・現行の介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を手厚く評価を行うための区分を新設してはどうか。

・具体的な要件としては、処遇改善加算では、加算取得のキャリアパス要件として、

①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること、

又は
②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること、
のいずれかを満たすことを求めるとともに、『定量的要件』として、賃金改善以外の処遇改善への取組の実施を求めているが、現行のキャリアパス要件①と②の両方の整備を求めるとしてはどうか。

・また、新設区分の定量的要件は、積極的に賃金改善以外の処遇改善への取組を実施していることを確認するため、近年に新たに実施した取組の記載を求めているかどうか。

2) サービス提供体制強化加算の見直しについて

【論点】

介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置付ける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件について、見直しを行ってはどうか。

【対応案】

介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置付ける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置割合がより高い状況の評価するための区分を新設することで、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件について、見直しを行ってはどうか。

【論点】

現在、介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算については、要件が重複していること等を踏まえ、サービス提供体制強化加算によって一元的に評価することとしてはどうか。

【対応案】

「介護福祉士の手厚い配置」と「重度の入所者の受入れ」を同時に評価している日常生活継続支援加算については、

同じく介護福祉士の手厚い配置を評価するサービス提供体制強化加算と要件が重複していることから、サービス提供体制強化加算によって一元的に評価することとしてはどうか。

【論点】

現在、特定施設入居者生活介護については、サービス提供体制強化加算が設けられていないが、介護老人福祉施設の利用者が重点化されることを踏まえ、特定施設入居者生活介護の役割が拡大することから、サービス提供体制強化加算を新設し、手厚い介護体制の確保を推進することとしてはどうか。

【対応案】

- ・ 特定施設入居者生活介護等の利用者に関しては、特別養護老人ホームの入所者資格の重点化に伴う住まいとしての役割が拡大することが見込まれている。
- ・ 従って、軽度者が入居して重度化した場合であっても、引き続き特定施設においてサービスを提供し続けるための体制を確保する観点での検討が必要。
- ・ そこで、手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様に、サービス提供体制強化加算を創設することとする。